

田原市こどもの居場所づくり補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の見守り場所としての機能が期待されるこども食堂（子ども及びその保護者等に無償又は低料金による食事の提供を行うことをいう。）及び学習支援教室（子どもに無償又は低料金で学習環境を提供し、学習支援を行うことをいう。）（以下これらを「こども食堂等」という。）の運営に要する経費に対して支援し、もって、市内におけるこどもの居場所づくりの普及定着を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内においてこども食堂等を1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められる団体又は個人とする。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員が構成員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者となることができない。

3 第1項の団体又は個人に市税の滞納がある場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、第1号及び第2号の要件について、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 利用者が以下のア～エのいずれかであること

ア 市内に在住する子どもであって、支援を必要とするもの

イ アに規定する者の保護者

ウ 地域住民

エ 子ども（アに規定する者を除く。）

(2) 原則月1回以上こども食堂等を開催すること。

(3) 参加費を徴収する場合は、低料金に設定すること。

(4) 利用者に対し宗教活動、政治活動等の本事業に関わりの無い活動を行わないこと。

2 子ども食堂の補助対象事業は、前項及び次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 1回当たりの参加者が10人以上であること。

(2) こども食堂を開設する場合は、開設前に保健所から指導を受け、責任者を配置すること。

3 学習支援教室の補助対象事業は、第1項及び次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 1回当たりの参加者が複数人（当日の欠席者数を含む。）であること。

(2) 子どもの学習の見守りができる者を1人以上配置すること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、各補助対象経費の合計額（参加費を徴収した場合は、上限を適用前に当該参加費を控除した額）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の対象経費と上限額は、別表に定めるものとする。

2 補助金は、補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に開設するこども食堂等に係る補助対象経費に対して交付するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市こどもの居場所づくり補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の規約等、構成員の名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に基づく申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、田原市こどもの居場所づくり補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、田原市こどもの居場所づくり補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 開催実績報告書（様式第7号）
- (3) 収支決算書（様式第8号）※金額の根拠となる領収書等を添付のこと
- (4) 開催時の写真等実施の様子が分かるもの

(補助金の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書及び添付書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者（以下「確定通知書」という。）により通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により確定通知書を受けた補助事業者は、市長に対し田原市こどもの居場所づくり補助金交付請求書（様式第10号）により補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段によって、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、その者の補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）の定めるところによる。

- 2 この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日以降に実施したこども食堂等から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、第11条の規定は、この要綱の失効も、なお効力を有する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の上限額	
こども食堂	食材費	1か月上限 10,000円	当該年度上限 240,000円
	謝礼金（交通費含む。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷費、光熱水費等）、役務費（郵便代、保険料、検便検査料等）、使用料、貸借料等	1か月上限 10,000円	
	その他市長が必要と認める経費		
学習支援教室	謝礼金（交通費含む。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷費、光熱水費等）、役務費（郵便代、保険料等）、使用料、貸借料等	1か月上限 10,000円	当該年度上限 120,000円
	その他市長が必要と認める経費		
こども食堂及び学習支援教室（同一事業者が同一地域で実施する場合をいう。）	食材費	1か月上限 10,000円	当該年度上限 240,000円
	謝礼金（交通費含む。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷費、光熱水費等）、役務費（郵便代、保険料、検便検査料等）、使用料、貸借料等	1か月上限 10,000円	
	その他市長が必要と認める経費		

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助事業以外の運営に関する経費
- (2) 団体の構成員の賃金及び役員の報酬費及び団体の事務所の維持管理費
- (3) 団体の構成員による会合、会議等に係る経費及び飲食等の経費

(4) 既に国、地方公共団体（田原市を含む。）、地域コミュニティ、その他これらに類するものから補助金、助成金、給付金等の対象事業として採択されている事業の対象経費